



島根県報

令和6年3月29日（金）

号外 第 3 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正

2

島根県病院局組織規程の一部改正

4

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第4条第2項を次のように改める。

2 職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第4条に次の4項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第10に掲げる額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第10の2に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第9条第1項を次のように改める。

有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 薬剤師の資格を有する職員が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第204条に規定する毒薬若しくは劇薬を使用し、管理者が別に定める調製作業に従事したとき又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬の廃棄作業に従事したとき。

(2) 抗がん剤その他の管理者が別に定めるものにより施設又は物品に汚染が生じた場合で、職員がその汚染の除去作業に従事したとき。

第14条第1項第2号中「第33条の7」を「第33条の6」に改める。

別表第5中

医員	
医長	
部長	
医長	

を

「

医員	医員
----	----

」

医長	医長
部長	病院長補佐
医長	部長
	医長

に改め、同表4級の項中「病院長」を「病院長
参与」

に改める。

別表第7の5級の項中「室長補佐」を「室長補佐
※専門員」に改める。

別表第10の次に次の1表を加える

別表第10の2（第4条関係）

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額の調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,662円
2級	6,492円
3級	7,698円
4級	8,284円
5級	8,739円
6級	9,505円
7級	10,763円
8級	11,762円
9級	13,304円

イ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,692円
2級	6,495円
3級	7,345円
4級	7,750円
5級	8,510円
6級	9,738円
7級	11,011円

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,092円
2級	7,704円
3級	7,922円
4級	8,229円
5級	8,721円
6級	9,840円
7級	11,180円

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第10条第2項の表中 「

中央病院
病院

」 を 「

病院

」 に改め、同表室の部の次に次のように加える。

こころの医療センター	病院長補佐	病院長の命を受け、病院長を補佐する。
------------	-------	--------------------

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。